

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.075

処 分 名	低炭素建築物新築等計画認定
処 分 の 概 要	二酸化炭素の排出の抑制に資する計画に基づき建築された低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする者は、市建築課へ申請して、認定を受けることができます。
根拠法令等・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号） 第53条第1項、第54条第1項
審 査 基 準	<p>◎低炭素建築物新築等計画は以下に示す基準に適合している場合に認定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 場 所 市街化区域 ・定量的評価項目 省エネ法に基づく省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量が10%以上低減されたものであること。また、断熱性能について省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。 ・選 択 的 項 目 節水対策、エネルギーマネジメント、ヒートアイランド対策又は建築物（躯体）による対策等の低炭素化に資する措置を2項目以上講じていること。 ・基 本 方 針 法第3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし適切なものであること。 ・資 金 計 画 低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するために適切なものであること。
標準処理期間	7日～30日
設定年月日	平成25年1月1日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/teitansonintei.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■都市の低炭素化の促進に関する法律

(低炭素建築物新築等計画の認定)

第五十三条 市街化区域内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。
- (2) 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- (3) 前条第二項第三項の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。